

簡易型プロポーザル方式（公募型）に係る受託者選定手続開始の公表

次のとおり委託契約に係る受託者を募集します。

令和5年2月3日

品川区長

1 業務概要

(1) 業務件名 品川区新総合庁舎整備基本設計等業務委託

(2) 業務内容

品川区新庁舎整備に係る基本設計業務、敷地調査業務、地区計画調整業務、アクセシビリティの手引き作成業務、その他必要な業務

(詳細は、「品川区新総合庁舎整備基本設計等業務委託仕様書」による。)

(3) 履行期間 契約締結日の翌日～令和6年5月31日（予定）

2 参加申込に必要な要件等

(1) 東京都電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格を有し、共同運営格付において、建築設計格付（順位）が、令和5年2月1日時点で、1位から50位以内であること。

※ 東京電子自治体共同運営電子調達サービス 共同運営格付

URL：[https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu\\_ppij/ppij/pub](https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/ppij/pub)

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。

(3) 品川区工事請負業者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）による指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 法人税、法人事業税および地方法人特別税、消費税および地方消費税を完納していること。

(6) 品川区における建築設計委託業務登録で、資本金3千万円以上、直近の決算で完成売上高5億円以上、かつ技術職員を50人以上有していること。

(7) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行なっていること。

(8) 日本国内における以下の建築物に関する業務を、元請けで完了した実績を有すること。  
（参加申込書類提出期限日に完了しているものに限る。）

- ・過去15年以内（平成19年4月1日から令和5年1月31日まで）に国または地方公共団体の延床面積10,000㎡以上の庁舎等（※1）または延床面積30,000㎡以上の事務所等（※2）の建築物に係る新築の基本設計または実施設計に関する業務実績。

(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、国または地方公共団体の庁舎等では用途に供する部分の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上、事務所等では用途に供する部分の床面積が 30,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。)

※1「庁舎等」とは、平成 31 年国土交通省告示第九十八号別添二に掲げる建築物の類型四建築物の用途等第 2 類および類型十二建築物の用途等第 2 類のうち、行政事務所庁舎、議場の機能を有するものをいう。以下、この要領において同じ。

※2「事務所等」とは、平成 31 年国土交通省告示第九十八号別添二に掲げる建築物の類型四建築物の用途等第 1 類および第 2 類をいう。以下、この要領において同じ。

(9) 本プロポーザル公告日時点で一般社団法人イニシアチブが実施する Z E B プランナー登録業者であること。

(10) 配置予定技術者は、次の条件を満たすものを各 1 人配置することとし、本プロポーザルにおける配置予定技術者の兼任は認めない。また、配置予定技術者(参加事業者の社員または(11)に示す協力会社の社員)は、本プロポーザルの公示日において3か月以上継続した直接雇用関係があること。

#### ア 管理技術者

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を管理技術者または建築設計主任技術者として、業務完了した実績を有すること。(参加申込書類提出期限日に完了しているものに限る。)

- ・ 過去 15 年以内(平成 19 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで)に、国または地方公共団体の延床面積 8,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎等または延床面積 20,000 m<sup>2</sup>以上の事務所等の建築物に係る新築の基本設計または実施設計に関する業務実績。(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、国または地方公共団体の庁舎等では用途に供する部分の床面積が 8,000 m<sup>2</sup>以上、事務所等では用途に供する部分の床面積が 20,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。)

#### イ 意匠担当主任技術者

(ア) 一級建築士の資格を有すること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務実績を有すること。(参加申込書類提出期限日に完了しているものに限る。)

- ・ 過去 15 年以内(平成 19 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで)に、国または地方公共団体の延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎等または延床面積 10,000 m<sup>2</sup>以上の事務所等の建築物に係る新築の基本設計または実施設計に関する業務実績。(二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、国または地方公共団体の庁舎等では用途に供する部分の床面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上、事務所等では用途に供する部分の床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以上のものに限る。)

#### ウ 構造担当主任技術者

(ア) 構造設計一級建築士の資格を有すること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務実績を有すること。(参加申込書類提出期限日に完了しているものに限る。)

- ・ 過去 15 年以内(平成 19 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで)に、高さが 80m を超える超高層建築物に係る新築の基本設計または実施設計に関する業務実績。(延床面積の過半の用途が庁舎等または事務所等であるものに限る。)
- ・ 5 階建て以上の免震構造建築物に係る新築の基本設計または実施設計に関する

業務実績。(建物の用途は問わない。)

エ 電気設備担当主任技術者

設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有すること。

オ 機械設備担当主任技術者

設備設計一級建築士または建築設備士の資格を有すること。

カ コスト担当主任技術者

コスト管理士、建築積算士、一級建築士のいずれかの資格を有すること。

キ 土木（造園）担当主任技術者

RCCM（造園部門）または RLA（登録ランドスケープアーキテクト）の資格を有すること。

ク 都市計画担当主任技術者

(ア) 技術士（都市及び地方計画）、再開発コーディネーター、再開発プランナーのいずれかの資格を有すること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務実績を有すること。（参加申込書類提出期限日に完了しているものに限る。）

- ・ 過去 15 年以内（平成 19 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで）に、都市開発諸制度を活用した地区計画の決定または変更に係る都市計画協議または図書作成に関する業務等の実績。（地区計画の決定または変更を要しない制度に関しては、その活用を支援した実績）

※上記の管理技術者・主任技術者以外に本業務をまとめるプロジェクトリーダーの配置を推奨する。なお、プロジェクトリーダーの資格要件は問わない。

(11) 上記（10）の配置予定技術者が協力会社に所属する場合の要件は、以下のとおり。

ア 上記（2）、（3）、（4）、（5）に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 他の参加企業の協力会社として本プロポーザルに参加していないこと。

ウ 配置予定技術者の配置の制限は下記を参照すること。

配置予定技術者の配置に関する制限

凡例 ○：該当する企業から配置可能      —：該当する企業からの配置は不可

配置予定技術者	参加事業者	協力会社
管理技術者	○	—
意匠担当主任技術者	○	—
構造担当主任技術者	○	—
電気設備担当主任技術者	○	—
機械設備担当主任技術者	○	—
コスト担当主任技術者	○	○
土木（造園）担当主任技術者	○	○
都市計画担当主任技術者	○	○

### 3 手続方法等

(1) 提出方法      新庁舎整備課新庁舎整備担当へ持参または郵送

(2) 提出期限      令和 5 年 2 月 13 日（月）午前 10 時まで

(3) 提出書類      簡易型プロポーザル方式（公募型）参加申込書      その他必要書類

#### 4 その他

- (1) 詳細は、品川区新総合庁舎整備基本設計等業務委託に係る簡易型プロポーザル方式実施要領による。
- (2) 本件は、令和5年度予算案が品川区議会にて可決した場合に契約を締結する。

#### 【本公表に関する問い合わせ先】

品川区総務部 新庁舎整備課 新庁舎整備担当（担当：中川・荒木）

〒140-8715 品川区広町2-1-36（本庁舎6階）

電 話：03-5742-7801（直通）

E-mail：shinchosha@city.shinagawa.tokyo.jp